

平成25年行政事業レビューシート										(外務省)	
事業名		化学兵器禁止機関（OPCW）拠出金（義務的拠出金）			担当部局庁		軍縮不拡散・科学部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度		平成10年度開始			担当課室		生物・化学兵器禁止条約室			室長 宮原 賢治	
会計区分		一般会計			政策・施策名		基本目標 VII：国際分担金其他諸費 VII－1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条3号			関係する計画、通知等		化学兵器禁止条約検証附属書第4部(B)15、第4回締約国会議決定、日中OPCW三者間での合意				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、中国において発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器(ACW)を廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り組んでいる。CWCの実施機関である化学兵器禁止機関(OPCW)は、CWCに基づき、我が国が実施するACWの処理に対し各種査察を実施しているところ、我が国としてこれら査察を受け入れ、CWC上の義務を誠実に実施していることを証明するとともに、軍縮・不拡散に対する我が国の積極的な姿勢を示す。									
事業概要 (5行程度以内。別添可。)		本件拠出金は、ACWの査察受入れに関する経費である。ACWの査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCWによる査察期間中、CWCの諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項(ACWの保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。なお、ACWに関する査察は処理実施地である中国国内で行われ、中国側国内当局者も査察団に同行する。									
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算	33	51	34	43	39			
			補正予算	－	－	－	－				
			繰越し等	－	－	－	－				
		計	33	51	34	43	39				
		執行額		18	31	21					
		執行率（％）		52.4	61.5	61.0					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
		(目標)条約に基づくOPCWの中国での査察を受入れ、我が国としてCWCに基づく義務を誠実に履行していることが確認されること。 (成果実績)24年度、OPCWは中国国内で7回、延べ9カ所においてACWに関する査察を実施。いずれの査察においても問題は指摘されず、我が国としてCWCに基づく義務を誠実に履行していることが客観的に確認されたとともに、我が国のACW事業の適切性及び信頼性向上が図られた。			成果実績	査察実施回数	6	7	7	7	
					達成度	％	100	100	100		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
		24年度、OPCWは7回、延べ9カ所でACWに関する査察を実施。			活動実績 (当初見込み)	回	6 (6)	7 (7)	7 (10)	— (9)	
単位当たりコスト		①約3.9万米ドル／回(日中分) ②約3万ユーロ／回(OPCW分)			算出根拠	①約27万米ドル(24年度実施分の日中分(日中によるOPCW査察団への同行につき要した経費)経費総額見込額／査察回数(7回)) ②約6万ユーロ(24年度実施分のOPCW分(OPCW査察団につき要した経費)経費／対象査察回数(2回))					
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	義務的拠出金		43	39	縮減						
	計		43	39							

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	OPCWによる査察は我が国が締結した条約上の要請に基づくものであることから、国民のニーズがあり、優先度が高く、国が実施すべきもの。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	支出先はCWCの実施機関であるOPCWであり妥当。OPCWは査察期間の短縮等に、領域締約国として査察受入れ準備を担う中国側は可能な限りの効率化、費用節減に努めており、我が国としても更なる効率化を累次要請している。使途は査察の実施という目的に限定されている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	査察受入れは条約上の義務であり、代替手段は存在しない。各回とも査察は遅滞なく実施され、我が国の事業に関する問題点は指摘されず、我が国がCWC上の義務を誠実に実施していることが査察を通じ客観的に確認されていることから、成果目標の達成は見込み通り実現している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			—	分担金は、条約加盟国が条約規定に基づき支払うことが義務として求められるものであり、OPCWが実施する検証活動、締約国による条約の実施促進に向けた活動に要する費用その他OPCWの運営費等を分担金として負担する。拠出金は、中国遺棄化学兵器(ACW)の査察受入れに要する経費であり、我が国に課せられた条約上の義務(ACWの廃棄に関連した査察への対応)を果たすためのもの。 他部局・他府省等における類似の事業は存在しない。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	本件拠出金は、中国遺棄化学兵器(ACW)の査察受入れに要する経費である。本件拠出金は、我が国に課せられた条約上の義務(ACWの廃棄に関連する査察への対応)を果たすためのものである。また、ACWの査察受入費用の負担は、条約上の義務であることはもとより、我が国の軍縮・不拡散に対する積極的な姿勢を示す上で極めて有効である。					
外部有識者の所見						
本拠出金は、中国において発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器(ACW)の査察受入れに関する経費であり、化学兵器禁止条約(CWC)の誠実な履行を示す意味においても拠出の意義は高い。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	日本の分担額・拠出額に応じて要求を見直す。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	57	平成23年	46	平成24年	59